

ご本人の確認書類などをお願いするお取引

株式会社八十二長野銀行

※当行ではお客さまのご預金をお守りするために、ご本人の確認をさせていただく場合がございます。

以下のお取引は「犯罪収益移転防止法」に基づきお取引時の確認が義務付けられております。本人確認書類をご提示いただくほか、お取引を行う目的、ご職業等を確認させていただきます。

ご預金口座を開設する場合

200万円を超える大口の
現金でのお取引の場合

・ご預金の現金お支払など

貸金庫を契約する場合

現金でのお振込みが10万円を
超える場合（詳細次頁）

有価証券を売買する場合

金銭貸借をする場合

など

	確認事項	ご提示をお願いする書類
個人の場合	①本人特定事項（氏名、住所、生年月日）	・運転免許証　　・身体障害者手帳 ・個人番号カード　・在留カード　など (注1・2)
	②取引目的	窓口で確認させていただきます
	③職業	窓口で確認させていただきます
法人の場合	①本人特定事項（名称、本店等の所在地）	・登記事項証明書　・印鑑登録証明書など
	②取引目的	窓口で確認させていただきます
	③事業内容	・定款　　・登記事項証明書など
	④議決権保有比率の合計が25%超等の個人 の方の氏名・住所・生年月日（注3）	窓口で確認させていただきます
	⑤来店者の本人特定事項 (氏名・住所・生年月日)	・運転免許証　　・身体障害者手帳 ・個人番号カード　・在留カード　など (注1・2)
	⑥法人のお客さまのためにお取引の任に あたっていることの確認	・委任状など

(注1) 氏名・住所・生年月日の記載があるものに限ります。

(注2) 顔写真付の書類でない場合、複数の書類の提示をお願いしております。

(注3) 法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客
さまとの関係等を確認させていただきます。また、一般社団法人等においても、25%超の配当を受ける個人の方など、法
人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・お客さま
との関係等を確認させていただきます。

■上記に加えて、お客さままたは法人の実質的支配者が外国政府等における重要な公的地位にある方（並びに過去にその地位に
あった方）およびそのご家族に該当するかを確認させていただきます。該当しないことを確認させていただいた場合でも、
確認日以降に該当することとなった場合には、速やかに銀行窓口までお申出ください。

●必要に応じて、写しをとらせていただくことがあります。

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

現金による10万円を超えるお振込み時の 確認に関するお願ひ

株式会社八十二長野銀行

現金による10万円を超えるお振込み時(※)には、以下の事項を確認させていただきます。

①ご本人さまの確認（ご氏名、ご住所、生年月日）

②お取引を行う目的、ご職業等

詳細は下表をご覧下さい。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

※ATMでのお取扱はできません。窓口でのお振込みのお手続きとなります。

	確認事項	ご提示をお願いする書類
個人の場合	①本人特定事項（氏名、住所、生年月日）	・運転免許証　　・身体障害者手帳 ・個人番号カード　・在留カード など (注1・2)
	②取引目的	窓口で確認させていただきます
	③職業	窓口で確認させていただきます
法人の場合	①本人特定事項（名称、本店等の所在地）	・登記事項証明書　・印鑑登録証明書など
	②取引目的	窓口で確認させていただきます
	③事業内容	・定款　　・登記事項証明書など
	④議決権保有比率の合計が25%超等の個人の方の氏名・住所・生年月日（注3）	窓口で確認させていただきます
	⑤来店者の本人特定事項 (氏名・住所・生年月日)	・運転免許証　　・身体障害者手帳 ・個人番号カード　・在留カード など (注1・2)
	⑥法人のお客さまのためにお取引の任にあたっていることの確認	・委任状など

(注1) 氏名・住所・生年月日の記載があるものに限ります。

(注2) 顔写真付の書類でない場合、複数の書類の提示をお願いしております。

(注3) 法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客さまとの関係等を確認させていただきます。また、一般社団法人等においても、25%超の配当を受ける個人の方など、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日・お客様との関係等を確認させていただきます。

■上記に加えて、お客様または法人の実質的支配者が外国政府等における重要な公的地位にある方（並びに過去にその地位にあつた方）およびそのご家族に該当するかを確認させていただきます。該当しないことを確認させていただいた場合でも、確認日以降に該当することとなった場合には、速やかに銀行窓口までお申出ください。

●必要に応じて、写しをとらせていただくことがあります。

詳しくは、窓口までお問い合わせください。